

外国送金を行うお客さまへのお願い

◆ ご記入およびご申告のお願い

- ① お客さまの外国送金が、「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払い等規制や米国 OFAC 規制に該当しないことをご確認の上、「外国送金依頼書（兼支払請求書）兼告知書」の「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制および「米国 OFAC 規制」に該当しません。」および「受取人が法人等の場合、当該受取人の実質的支配者は北朝鮮規制に該当しません。」欄の□にチェックをお願いします。
- ② 送金目的が輸入取引または仲介貿易の場合は、送金目的欄の以下の項目をご記入ください。
- 輸入取引の場合：商品名、商品の原産国、船積港の属する都市名・国名
仲介貿易の場合：商品名、商品の原産国、船積港の属する都市名・国名、仕向地の都市名・国名
- ③ お客さま独自フォームの送金依頼書をご利用になる場合は、上記①および②と同様の項目をご記入ください。
- なお、上記①の項目については、弊社所定の送金依頼書の文言に類する文言（NNK*（Not North Korea の意）、NI（Not Iran の意）、NOFAC（Not OFAC の意））でも構いません。
- *… お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、および取引相手の関係者（主な株主や取締役）に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないことの確認を含めてご申告ください。
- ④ お客さまから上記ご申告がない場合には、弊社からご送金目的等をお問合せさせていただく場合があります。
- ⑤ お取引内容によってはエビデンス等をご提示いただき、取引内容について慎重な確認をさせていただく場合がございます。

◆ ご協力のお願い

- ・万一お客さま及び弊社が OFAC 規制に違反したと判断された場合、お客さま及び弊社は、極めて重い処罰を科されたり、米国市場へのアクセスを制限されたりするなどの制裁を受ける危険性があります。そのような事態となった場合には、弊社のみならずお客さまにも多大なるご迷惑をおかけしてしまうこととなります。
- ・このような事態を回避するためにも、弊社は、OFAC 規制への抵触リスクの調査にあたり、お客さまに当該送金についての詳細をお伺いする場合や、インボイスのご提出を依頼する場合がございます。インボイスは、商流の確認のために、原産地・船積地・船舶名等の記載があるものをお取引の都度お願いしております。OFAC 規制への対応として必要なものとなり、インボイスをご提出頂けない際は、送金およびお客さまの口座へのご入金をお断りする場合がございます。

～インボイスのご提出を依頼する可能性が高いケース～

以下のような貿易に関わる送金目的であり、OFAC 規制が指定する経済制裁対象国と近接あるいは密接な関係を有する国・地域が関係するもの

- ① 商品代金の決済
 - ② 傭船料等の決済
- 等

- ・また、OFAC 規制の他、外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制に対応すべく、北朝鮮の特産品とされる品目に係る送金の場合は、原産地証明書やインボイスのご提出を依頼する場合がございます。

お客さまのご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

ご送金の際は、必ず送金の受取人・送金目的等ご確認の上、ご依頼くださいますようお願い申し上げます。
ご不明な点は、弊社お取引部店にてご確認ください。